

令和3年12月23日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1

2 指名停止期間

令和3年12月23日 から 令和4年2月22日まで（2箇月）

3 指名停止事由

令和3年12月8日、土木部発注工事の設計価格を算出するために使用している積算システムにおいて、令和3年10月1日改定の施工単価の一部について、委託会社である日本電気株式会社の改修誤りにより、システムのデータが正しく更新されていなかったことが判明した。

このため、本来より高い設計価格が算出され、これに基づく予定価格により入札が執行された。また、これらの入札では、最低制限価格も同様に本来より高い価格となっていた。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第2号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（過失による粗雑工事） 2 県工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	1 箇月以上 6 箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5 0 2 3
外 線 076-225-1712